

動物愛護管理のあり方検討報告書（案）

中央環境審議会動物愛護部会
動物愛護管理のあり方検討小委員会

1. 検討の経緯

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「動物愛護管理法」という。）は、議員立法で制定され、その後、平成11年、17年の2回にわたって、議員立法により改正されている。

平成17年改正法の附則第9条において、「政府は、この法律の施行後5年を目途として、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」とされている。これに基づけば、平成18年6月の改正法施行5年後に当たる平成23年度を目途として施行状況の検討を行い、その結果、必要があれば平成24年の通常国会において法改正を行うこととなる。

課題として取り上げるべき事項が多岐にわたっていることから、中央環境審議会動物愛護部会のもとに「動物愛護管理のあり方検討小委員会」を設置し、議論を進めることとした。

同小委員会においては、平成22年8月から計25回にわたり関係者からのヒアリングや各課題についての議論を行った。「動物取扱業の適正化」にかかる議論については、平成23年7月までに一巡したことからこれを総括し、パブリックコメントを実施したところ、総計約12万件の意見が寄せられた。同年8月以降に議論されたその他の課題については、10月末に中間報告を取りまとめ、パブリックコメントを実施したところ、5万件を超える意見が寄せられた。本報告書は、これらの議論の結果を取りまとめたものである。

2. 動物取扱業の適正化について

(1) 深夜の生体展示規制

生体の深夜展示や長時間の連続展示については、動物が受けるストレス等に関する科学的知見はまだ少ないが、必ずしも科学的に解明されないと規制できないものではないと考える。

深夜展示については動物の生態・生理（昼行性等）へ配慮し、特に犬や猫の幼齢動物については深夜展示による睡眠時間の不足、不適切な生活サイクルの強要等による重大なストレスを考慮して、これを規制する必要がある。また、長時間の連続展示によっても同様のストレスを受けると考えられることから、一定時間を越えないなどの措置が必要である。これら動物へのスト

37 レスを軽減するために、購入者の利便性を制約することは許容されるとの意見が
38 強かった。

39 規制の対象となる動物の分類群については、~~現状の動物取扱業の対象である~~
40 ~~哺乳類、鳥類、爬虫類までとすることも考えられるが、~~取り締まり等の実
41 効性を考慮すると犬や猫に絞るべきでという意見もある。

42 規制については展示時間や時間帯等の具体的数値を掲げることが望まし
43 いが、明確な根拠を持たずに情緒的に決めることへの疑念もある。しかしな
44 がら、社会通念や国民の動物に対する愛護感情への侵害を考慮すると 20 時
45 以降の生体展示は禁止すべきである（~~数値及び規制手法については引き続き~~
46 ~~検討~~）。なお、ここでの展示には、特定の顧客に対して現物確認をさせる場
47 合を含む。

49 (2) 移動販売

50 ペット販売業者が、動物取扱業の登録を受けた事業所以外の場所で動物を
51 販売すること（以下、「移動販売」という。）については、動物の販売後にお
52 けるトレーサビリティの確保やアフターケアについて十分になされていない
53 ことによる問題事例が散見されている。また、販売される動物にとっても移
54 動や騒音等がストレスとなり易く、給餌・給水など様々な日常のケアが困難
55 であるといえ、また不十分な管理体制のもとでは、病気の治療がなされない、
56 移動時や移動販売先の空調設備が不十分、移動販売先の地域における感染症
57 蔓延の可能性等、場合によっては動物の健康と安全に支障をきたすおそれが
58 高い販売方法といえ、何らかの規制が必要である。

59 規制の方法については、トレーサビリティ、アフターケア、感染症の問題
60 等が担保できることが必要であり、告示やガイドライン等で動物の移送や保
61 管の際に守るべき基準を具体的に示すことが考えられる。

63 (3) 対面販売・対面説明・現物確認の義務化

64 インターネット等により、販売者と飼い主が対面せず現物確認をしない
65 まま取引を行う販売方法は、飼い主に対する当該動物の特性、遺伝疾患及び
66 疾病の有無等の事前説明や確認が不十分であるという点で問題であり、動物
67 販売時の対面説明や現物確認の義務化が必要である。また、インターネット
68 オークションでの動物取引については、出品者が動物取扱業の登録を受けて
69 いるかどうかの確認が困難な事例が多いことから、その確認ができる制度が
70 必要である。また、これを遵守させるための監視方法についても検討する必
71 要がある。

73 (4) 犬猫オークション市場（せり市）

74 現在、販売されている犬猫は、一定の割合でオークション市場での取引
75 を経由していることから、これを動物取扱業の中に入れて基準の設定や監視
76 する仕組みの構築が必要である。

77 具体的には、オークション市場に参加するペット関連業者が動物取扱業
78 の登録業者であるかどうかの確認ができる仕組みや、市場の情報公開など
79 により透明性を確保することが必要である。

80 また、遺伝的な疾患は必ずしも幼齢時に確認できるものとは限らず、一
81 定程度成長した後に発症する可能性があることから、動物取扱業全体としてト
82 レーサビリティーの確保は重要であり、特にオークション市場ではこれの確
83 保に対するより一層の取組が必要である。

84
85 (5) 犬猫幼齢動物を親等から引き離す日齢

86 犬や猫において、一定の日齢に達していない幼齢個体を親や兄弟姉妹か
87 ら引き離すと、適切な社会化がなされないとされている。特に犬では、早期
88 に引き離した場合、成長後に、咬み癖や吠え癖等の問題行動を引き起こす可
89 能性が高まるとされている。犬と人間が密接な社会的関係を構築するための
90 親や兄弟姉妹から引き離す理想的な時期として、生後6週齢（42日齢）か
91 ら8週齢（56日齢）の間である等の報告があることに加え、イギリスやア
92 メリカの一部の州では8週齢未満の犬の流通・販売等が禁止されている。

93 こうした科学的知見や海外における規制の現状を踏まえると、具体的数
94 値に基づき、流通・販売させる幼齢個体を親等から引き離す日齢制限の取組
95 み強化が必要である。なお、日齢の設定については、店舗等での販売時では
96 なく、親や兄弟姉妹等から引き離す時点を基準とすべきである。具体的日齢
97 については、ペット事業者の団体が目指している45日齢、科学的根拠（ペ
98 ンシルバニア大学のジェームズ・サーペル博士の行った実験結果）のある7
99 週齢（49日齢）、海外に規制事例のある8週齢（56日齢）に意見が分かれて
100 いる。

101 規制の手法については、強制力のあるものにすべきという意見が強かった
102 一方で、まずは事業者による自主規制をもう少し充実させ、さらに次の法改
103 正時での規制導入を目指すべきとの意見もあった。

104
105 (6) 犬猫の繁殖制限措置

106 いわゆるパピーミルと呼ばれる、大量繁殖施設において高い頻度で繁殖さ
107 せられていたと考えられる犬が遺棄された事例が確認されている。これらの
108 繁殖犬については母体への負担や健康面への悪影響が確認されている。これ

109 まで様々な犬種を作り出してきた実績のあるイギリスやドイツにおいては、
110 最初の繁殖年齢の設定や、生涯における繁殖回数を5～6回までに制限する
111 よう規定されており、これらの国々の取組を参考として、繁殖を業とする事
112 業者に対して、繁殖回数及び繁殖間隔について規制を導入すべきである。な
113 お、猫の繁殖制限についても、同様に検討すべきである。

114 一方で、犬と猫の違いや、品種の違いによっても適切な繁殖の時期や頻
115 度が異なるため、一律の規制が困難であることから、事業者による自主規制
116 に任せるべきであるとの意見もある。

117 118 (7) 飼養施設の適正化

119 各種の飼養施設における適正飼養の観点から、動物種や品種に合わせた
120 飼養施設や飼養ケージ、檻等の選択は重要であるが、現状では適正な施設の
121 サイズや温湿度設定等の数値基準が示されていない。数値基準は可能な限り
122 科学的根拠に基づく、現状より細かい規制の導入が必要であり、専門的な知
123 見を持つ有識者で構成される委員会において議論をすべきとの認識が共有
124 されたが、具体的には次のような意見があった。

- 125 ・ 法規制ではなく、ガイドライン等の策定により、自治体が改善指導
126 できるような仕組みとすべき。
- 127 ・ 数値化に当たっては、対応が困難な高い目標設定ではなく、最低限
128 許容する数値を設定すると同時に、推奨される数値も必要。
- 129 ・ 飼養ケージや檻のサイズについては、動物種や品種によって体の大
130 きさや習性も大きく異なるので、一律の数値基準の設定は困難。一方、
131 犬や猫にあつては、体長や体高の何倍といった基準の設定も検討しう
132 る。
- 133 ・ 客観的な指標例としてアンモニア濃度が考えられ、これを象徴的指
134 標として用いるべき。
- 135 ・ 騒音や温湿度などを含め、多角的に数値化した方がよい。
- 136 ・ 犬猫のみならずうさぎなどについても検討するべき。

137 138 (8) 動物取扱業の業種追加の検討

139 下記の①～⑤について新たな追加業種の候補として考えられる。しかし
140 ながら、これらを追加した場合、現状の自治体による登録や監視体制等につ
141 いて実効性が低下する可能性もあり、検討に当たってはこれに十分配慮する
142 必要がある。

143 また、業態によっては、実態把握を目的とした届出制の対象とするよう
144 な業種区分の導入が必要との意見もあった。

145

146

① 動物の死体火葬・埋葬業者

147

148

149

150

151

152

動物愛護管理法第2条で「動物が命あるものであることにかんがみ」となっていることや動物の福祉の推進という観点から、専ら死亡した動物を取り扱う業を動物取扱業に含めることは、法律の目的にそぐわないと考える。また、現在でも、地域の実情に応じて条例によって生活環境の保全や土地利用の観点から指導監督を行っている自治体もあることから、新たに業種として追加する必要性はないとの意見が強かった。

153

154

一方で、法第1条で生命尊重等の情操の涵養に資することが目的とされていることから、動物の葬送についても業種に含むべきとの意見もある。

155

156

② 両生類・魚類販売業者

157

158

159

160

両生類や魚類については、国民感情を考慮すると現時点ではまだ動物取扱業に含めるべきではないとの意見、両生類については爬虫類の取扱業者と重複していることが多いため行政負担の増加はあまり見込まれないこともあり含めるべきという意見があった。

161

162

163

164

165

166

167

168

169

また、魚類等の遺棄により生態系への影響が見られる事例があり、生物多様性保全の観点からも問題の温床となっていることから規制の対象とすべきとの意見、遺棄を防止するため販売時の説明責任だけでも課すべきとの意見があったが、生物多様性保全の概念は動物愛護管理法の目的の域を出て幅が広くなり過ぎることから含めるべきではないとの意見、行政の側に両生類及び魚類に関しての苦情やトラブルがほとんどないことや飼えなくなった場合の放流等は動物取扱業側の問題ではなく飼い主の飼養責任が大きいと考えられることから動物取扱業に含めるのは時期尚早との意見があ多かった。

170

171

③ 老犬・老猫ホーム

172

173

174

175

176

所有権を移して長期的に動物をケアすることにより対価を得る老犬・老猫ホームのような業種については、現状では動物取扱業のカテゴリーに含まれないため、業種登録等の規制が必要と考えられる。その際には、~~動物取扱業の現在のカテゴリー以外の新たなカテゴリーを設ける可能性や例外規定についても検討する必要がある。~~

177

178

④ 動物の愛護を目的とする団体

179

180

動物の愛護を目的とする団体（以下「動物愛護団体」という。）であって、動物を実際に取り扱うものについては団体数も多いことから、何らか

181 | の規制が必要であることについて概ね共有されたが、動物愛護管理法第3
182 | 5条第35条第4項には、都道府県知事等は動物愛護団体に犬及びねこの引
183 | 取りを委託することができることされており、動物愛護行政における公益性
184 | 等を考慮して一般的な動物取扱業者とは異なる対応が求められる。

185 |

186 | ⑤ 教育・公益目的の団体

187 | ~~小中学校や専門学校等の教育目的の飼養動物の取扱い~~については、何ら
188 | かの形で法の枠組みに入れることを検討する必要がある。

189 |

190 | (9) 関連法令違反時の扱い（登録拒否等の再検討）

191 | 種の保存法等の動物取扱いに関連する法令に違反した際、動物取扱業の
192 | 登録拒否・取消を行える条項を追加すべきである。現行の「動物取扱業者が
193 | 遵守すべき動物の管理の方法等の細目（平成18年環境省告示第20号）」第
194 | 6条第5号でも、取引相手が関連法令に違反していないことを聴取する規定
195 | があることから、この部分を活用して欠格事由を更に厳格にすることが可能
196 | と考える。なお、関連法令については動物愛護管理の観点から選定するべき
197 | である。

198 |

199 | (10) 登録取消の運用の強化

200 | 現行法でも、違反すれば動物取扱業の取消しが可能な条文となっている
201 | が、違反業者の登録の取消しについて、より迅速に発動しやすくなるよう細
202 | 目の書きぶりに具体性を持たせることや、虐待の判断について獣医師等の専
203 | 門家に助言を求める体制確保など、運用面の工夫が必要である。

204 |

205 | (11) 業種の適用除外（動物園・水族館）

206 | 我が国の動物園・水族館と呼ばれる施設には、野生動物の展示を通じた
207 | 普及教育機関の一翼を担っている施設、希少野生動物の飼育下繁殖による生
208 | 息域外保全を担う施設、動物とのふれあいを目的とした施設、などがあり、
209 | また運営形態も公益性の高い公営施設から営利目的の民間施設まで様々で
210 | ある。また、(社)日本動物園水族館協会の加盟園館のように、動物の展示や
211 | 飼養に関する独自の倫理規定を持ち、これに基づく適正飼養及び管理等の自
212 | 主規制を行っている施設がある一方で、「動物取扱業者が遵守すべき動物の
213 | 管理の方法等の細目」や「展示動物の飼養及び保管に関する基準（平成16
214 | 年環境省告示第33号）」を遵守していない動物展示施設も散見される。これ
215 | らを考慮すると、動物園・水族館と呼ばれる施設全体を対象として、一律に
216 | 現在の動物取扱業の適用除外を行うのは困難である。

217

218 (12) 動物取扱責任者研修の緩和(回数や動物園水族館・動物病院の扱い検討)

219 動物取扱責任者研修を実質的に意義のあるものにするため、現在一律に
220 実施されている研修内容について、ある程度は業種によって適正な細分化を
221 図るなど、その実施方法について工夫が必要との認識が共有されたが、~~具体的には次のような意見があった。~~

- 223 ・ ~~(社)日本動物園水族館協会加盟の動物園や動物病院に付帯するペッ~~
- 224 ~~トホテルなどでは、これらの施設における責任者設置の必要性に疑義~~
- 225 ~~があるところであり、少なくとも現行の研修義務は緩和すべきである。~~
- 226 ・ ~~動物園・水族館の職員や動物病院の獣医師であっても動物愛護に関~~
- 227 ~~する知識を有しているとは限らない場合があることから、一律に責任~~
- 228 ~~者設置義務規定を外す必要性はない。~~
- 229 ・ ~~研修の回数(現行法は年1回の受講義務、施行規則で1回当たり3~~
- 230 ~~時間)の緩和も考えられるが、緩和にあたっては研修内容を業種ごと~~
- 231 ~~に細分化する等の代替措置が必要と考える。~~

232

233 (13) 販売時説明義務の緩和(犬猫以外の小動物等での説明義務項の緩和の検討)

234 生体販売市場で、安価なハムスターなどが粗雑に扱われていたことや遺
235 棄による在来種への影響の問題が各地で発生していることなどから、販売時
236 の説明義務は重要であり、緩和をすることは適当ではない。

237 また、野生の鳥類等の場合における輸入元の原産国・国内繁殖の別など、
238 さらに厳格に明記させるべき項目も存在する一方で、文章のみで口頭説明の
239 省略が可能な項目や、小鳥・小型哺乳類・爬虫類等については少ない説明で
240 もよいとの意見などが出されたところであり、きめ細やかな説明項目の設定
241 を検討すべきである。

242

243 (14) 許可制の検討(登録制から許可制に強化する必要性の検討)

244 許可か登録かという名称に関わらず、現在の登録制度は実質的には許可
245 制として位置付けられるものと考えられることから、実質的な規制の内容に
246 ついて検討を深める必要がある。

247 (現在の動物愛護管理法における登録制度については、既に登録の拒否及び
248 取消という概念があるなど、許可制と同等レベルの規制である。)

249

250 3. 虐待の防止

251 動物の虐待防止については、動物愛護管理法第44条に罰則規定があるもの
252 の、必ずしも十分に活用されていないとの指摘がされており、また、より直

253 接的に虐待を受けている動物の保護を図るためにどのように対応すべきか等
254 について議論がなされた。何が虐待に当たるかが法律上不明確である、未然
255 防止のための具体的手段が不十分である等の指摘がされている。

256 (1) 行政による保護等

257 虐待の未然防止のための手段については、虐待が生じる前に未然に相談で
258 きる体制を整えるとともに、虐待が疑われる場合に、対象となる動物を緊急
259 的に保護することを可能とすべきではないかとの議論があった。これらにつ
260 いては、現実的な対応としては、優良な対処事例の集約と情報共有、問題事
261 例の受付窓口の明確化、自治体における動物愛護管理担当部局と警察間の連
262 携強化等の方法を推進していくべきとの意見が多かったである。一方、自治
263 体が、緊急時に動物の一時保護を可能とする規定を設けることを検討すべき
264 との意見があった。また、虐待を行った者に対して、飼育禁止命令をかけら
265 れるような仕組みを導入することを検討する必要があるとの意見もあったが、
266 一般国民の行為に対して公権力が介入することについては慎重な意見もあ
267 ったであるべきである。

268 (2) 取締りの強化及び罰則規定の見直し

269 虐待の処罰は抑止効果という観点から重要であり、その取締りの強化を図
270 ることが重要である。具体的には、どのような行為が動物虐待に当たるか
271 について動物虐待罪の構成要件をより明確にする必要がある。また、自治体の
272 動物愛護部局に司法警察権を有する職員を配置して取締りに当たらせること
273 が有効であるとの意見があったが、前述のとおり、まずは警察との連携等
274 により対応すべきとの意見が多かったである。

275 動物愛護管理法における罰則規定について、「虐待」という用語が第44条第
276 2項に包括的に規定されているが、殺傷（同条第1項）や遺棄（同条第3
277 項）の規定との関係を整理する必要がある。更に、動物の酷使など、今まで明
278 確に位置づけられていない行為を例示して明確に規定することにより、罰則規
279 定をより具体的にして積極的な摘発を促すこと、動物虐待行為の処罰を確実に
280 進めることが必要である。なお、罰則の強化については9. に言及する。

281 (3) 闘犬及び闘牛等

282 闘犬など動物同士を闘わせる行為については禁止すべきであるという意見
283 があったが、伝統行事として社会的に認容されている事例を考慮すると一律
284 に禁止することは適切ではないとの意見もあった。また、闘犬目的で飼育さ
285 れている犬を飼育許可制とすべきとの意見があった。行事開催者の動物取扱
286 業の登録の徹底、行事後の獣医師による適切な治療等のアフターケアに関す
287 る基準の策定など、動物への負担を可能な限り軽減し、情報集約や実施内容
288 の透明性を確保する取組が必要である。

289

290 4. 多頭飼育の適正化

291 多頭飼育は、適正飼養や周辺の生活環境に係る問題につながりやすいこと
292 が指摘されている。動物愛護管理法には、多頭飼育に起因して周辺の生活環
293 境が損なわれている場合に勧告や措置命令を行える規定が既に存在している。
294 この規定に関して、発動要件を明確化することにより勧告や措置命令を発動
295 しやすくすべきである。更に、不適正な取扱いや虐待を防止することを目的
296 として勧告や措置命令をより発動させやすくなるよう検討すべきであるとの
297 意見があった。

298 また、一部の飼い主に対しては、動物愛護管理法に基づく勧告や措置命令
299 に従わない場合があるため、行政や民間団体による支援によって動物の飼養
300 状況や周辺の生活環境を改善する方策も同時に必要であるとの指摘があった。

301 多頭飼育による問題及びその対処は、地域によって体制や実情が様々であ
302 ることから、飼養基準やガイドラインにより適正飼養を促すとともに、既に
303 一部の自治体で先行的に実施されているように、自治体における条例等に任
304 せるべきとの意見が多かあった。一方で、多頭飼育に起因する問題は全国的
305 に発生しており、これを未然に防止する観点から、動物愛護管理法に一定頭
306 数以上の多頭飼育者の届出制を導入すべきであるとの意見もあった。具体的
307 な頭数については、10頭や20頭が目安となるという意見があったが、いずれ
308 の数字も明確な根拠がないとの意見もあった。

309

310 5. 自治体等の収容施設

311 自治体は一般の飼い主や動物取扱業者への指導を行っている立場であること
312 に鑑み、自治体が運営する動物収容施設についてはその施設や管理に係る
313 具体的基準を、指針のような形で示すことにより、各種収容動物に対して適
314 切な飼養管理を行うよう促すべきである。なお、指針の策定に当たっては、
315 収容直後の一時的な留め置きから譲渡先等を探す間の長期的な収容まで、目
316 的によって期間や収容状況が様々であることや、自治体における財政事情に
317 ついても考慮する必要がある。

318 犬猫の収容施設における設備や業務等の一般国民への公開の範囲や方法は、
319 現在も各自治体のルールに基づいて行われているところであり、引き続き全
320 国一律の基準ではなく、自治体毎の判断に基づいて的確に実施されるべきで
321 ある。

322 施設内で実施される殺処分の方法については、殺処分される動物の肉体的
323 的・精神的苦痛を軽減する観点から、処分数の多寡や各個体の特性等に応じ
324 て、科学技術の進展も踏まえつつ適切な手法を使い分ける必要がある一方で、

325 確保できる人員や財政等の事情や実施職員の精神的負担の低減や安全確保に
326 ついても配慮する必要がある。適切な殺処分の具体的な手法に係る基準につ
327 いては、最新の科学的な知見を踏まえて(社)日本獣医師会等の専門的機関に
328 において示されることが望ましい。

329 犬猫の引取りについては、安易な引取りを防止するために、現在でも飼い
330 主に対する説得がなされているところであり、制度上も終生飼養の責務に照
331 らして引取りを求める特段の事情がないと認められる等一定の場合には引き
332 取らないことができるようにするべきである。また、殺処分数の減少のため
333 には引取りの後に自治体が行う返還や譲渡等も重要であり、特に所有者不明
334 の犬及び猫について所有者確認を行った上で必要な措置を実施することが有
335 効であることから、これらのプロセスについても規定することを検討すべき
336 との意見があった。

337 なお、犬猫の収容施設の改善や譲渡活動の推進については民間団体との連
338 携を進めるべきとの意見があった。

339

340 6. 特定動物

341 特定動物については、基本的に一般国民が安易に飼育すべきではないとの
342 観点から一律の禁止は困難であるとしても、特定動物の生理、生態等に適し
343 た基準の導入等によりの確に飼育を行える者だけが責任をもってその飼育を
344 行えるようにすべきとの意見があった。例えば、特定動物の飼養者は、災害
345 時でも適切な飼養管理を継続することができなければならないこととすべき
346 との意見があった。

347 特定動物は非常に広範囲の分類群にまたがる野生動物種で構成されており、
348 また人間に対する各指定種が持つ危険性（毒性、殺傷力等）の判断について
349 は専門性の極めて高い分野であるため、特定動物の範囲については、別途に
350 各分野の有識者で構成される委員会等での議論が必要である。

351 咬傷事故が多い特定の犬種を特定動物とすべきではないかとの議論があっ
352 たが、特定動物の飼養規制で「犬種」レベルでの規制をしようとしても、こ
353 れらは全て同種の「イヌ」の範疇に入るため、犬種指定等による規制は困難
354 である。また危険性についても、個体ごとの性質や飼い主の飼育方法に拠る
355 ところが大きいため、飼い主による適正飼養の義務を徹底させることが重要
356 である。なお、犬による事故の抑制については、飼い主等の周辺情報を公表
357 することが再発防止につながるのではないかという意見があった。

358 なお、特定動物の移送時に通過する都道府県等へ通知するという手続きの
359 緩和については、これまでの逸走事例などから、問題が生じる可能性が低い
360 と判断できるならば緩和することも考えられるが、移送中に長時間滞在する

361 休憩地点等については通知することが必要である。

362

363 7. 実験動物の取扱い

364 実験動物の管理者等は「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成18年環境省告示第88号）」に基づき、研究機関等による自主管理を基本として実験等の適正化を図っているところである。この自主管理体制においては、不適切な事例や問題点がほとんど見られないことに加え、第三者評価制度も運用され始めたところであることから、現在の仕組みの充実とある程度時間をかけた検証が重要であるとの意見があった。

370 一方で、実験動物施設については、必ずしもすべての施設において情報公開が進んでおらず、実験動物の取扱いに係る問題が存在しても表面に出てきていないとの懸念がある。また、文部科学省、厚生労働省及び農林水産省が策定したガイドラインが適用されていない施設もある。こうした施設の把握に加え、事故時・災害時の実態を把握するためにも、関連団体の連携強化や届出制等を検討する必要があるとの意見があった。

376 届出制等に関しては、仮に導入した場合、対象施設の審査のための立入に当たって、実験等の目的の達成に支障を及ぼす行為の範囲について自治体の職員では判断が困難であることが想定されることから、実効性の確保が困難ではないかとの意見があった。

380 実験動物は、実験を目的に生産される動物であり、産業動物と同様にいわゆるペットとは飼養管理方法が異なるとともに、業界団体によって生産業者や生産数などの実態が把握されているという状況を踏まえ、実験動物生産業者を動物取扱業の登録対象に含めるべきではないとの意見があった。

384 一方で、動物種によっては実験動物と家庭動物等の両方で扱われるが、これらはともに動物愛護管理法の基本原則に従って適切な取扱いが求められるため、動物取扱業の登録対象とすべきとの意見があった。

387 また、動物を科学上の利用に供する場合のいわゆる3Rのうち、代替法の活用と使用数の削減についても義務規定とすべきとの意見があった。

389

390 8. 産業動物の取扱い

391 快適性に配慮した家畜の飼養管理を行うことによって、家畜のストレスや疾病、けが等を減らし、家畜が健康であることは、安全な畜産物の生産につながることのみならず、生産者にとっても家畜の能力を引き出し、治療費等のコスト低減につながることから、既に取組が行われている現場もある。また、動物福祉に配慮した取組を付加価値として販売促進につなげている事例もある。

397 産業動物の福祉を向上させるために具体的な数値基準に係る飼養基準を新
398 たに設定することにより、飼養・管理に係るコストが増加し、それに伴って
399 国民の経済負担が増加することにつながる可能性があることから、一般国民
400 における動物福祉に関する認知度向上を推進するための普及啓発が必要であ
401 るとの意見があった。

402 なお、「五つの自由」の概念に関しては、産業動物に限定せずに動物全体に
403 対する理念として動物愛護管理法に明記することが望ましいとの意見があつ
404 た。

405 また、産業動物や実験動物については、各種の国際的なガイドラインの動
406 向も勘案していくべきであるとの意見があった。

407

408 9. 罰則の強化

409 罰則の強化は、動物を虐待し、又は不適正な取扱いを行う者に対して、一
410 定の抑止力を持つという観点からも重要であるあり、依然として虐待等が多
411 く見られる状況であることから、罰則の強化を検討すべきである。具体的
412 は、我が国における自然の生態系全体の破壊と動物の命をみだりに絶つとい
413 うことは、双方とも同様に重い罪であり、動物愛護管理法の罰則を特定外来
414 生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成16年法律第78号)
415 と同じレベルにまで引き上げるべきであるとの意見、法人重課(法人に科せ
416 られる罰金を重くすること)などの導入も検討すべきとの意見があった。一
417 方で、殺傷罪に対する罰則については、現状でも先進的な外国法と比較して
418 も遜色がないという意見もあった。その他、取扱業に関する各種の罰則につ
419 いても、その強化を図るべきとの意見があった。

420

421 10. その他

422 (1) 犬のマイクロチップの義務化

423 個体識別用のマイクロチップは、脱落・破損・摩耗等の可能性が低く、他
424 の所有明示措置に比べても確実なトレーサビリティを確保できる等の利点
425 がある。一方で、識別には専用機器によるデータの読み取りが必須で、チッ
426 プ自体や挿入器のサイズの点で小型犬の飼い主に抵抗感があるなどの欠点も
427 ある。現時点では普及率が推定およそ2%と低い状況にあり、こうした状況
428 では、マイクロチップの義務化によって国民にもたらされるメリットが明確
429 ではない。

430 このため、現時点では、データ読み取り器の更なる普及やマイクロチップ
431 自体の小型化など、普及率を向上させる取組が重要である。

432 今後、犬のマイクロチップ装着を義務づけるためには、狂犬病予防法(昭

433 和 25 年法律第 247 号)における犬の登録との整合性が必要である。また普及
434 率向上のために獣医師以外の者にも施術の道を開くことが有意義との意見が
435 ある一方で、マイクロチップの装着は獣医師法(昭和 24 年法律第 186 号)第
436 17 条に規定する診療行為に該当するものであり、獣医師以外の者による施術
437 の危険性を指摘する意見もあった。

438

439 (2) 犬猫の不妊去勢の義務化

440 犬猫の不妊去勢措置を実施することによって過剰な繁殖を防ぐことは、適
441 正飼養の推進や殺処分数を減少させるために重要である。しかし、不妊去勢
442 の義務化により、繁殖に対する適切な理解を持ち、適正な飼養をしている飼
443 い主の繁殖させる権利を奪うべきではないとの意見があった。また、犬猫へ
444 の不妊去勢措置は、動物愛護管理法によって義務づけるという手段をとるほ
445 ど国民に利益をもたらすものではない。したがって、犬猫の不妊去勢の推進
446 については、飼い主への普及啓発、繁殖制限に係る説明を販売時に徹底させ
447 ること、自治体が譲渡する犬猫への処置などの取組によって推進すべきであ
448 る。

449

450 (3) 飼い主のいない猫の繁殖制限

451 飼い主のいない猫の問題について、地域住民が合意のもとに猫を管理する
452 「地域猫活動」と呼ばれる活動によって成果を上げつつある事例が見られる
453 が、依然として不適切な給餌や不妊去勢の未処置により猫が増える事例は全
454 国的に見られ、その結果、猫の殺処分はあまり減少していない。この問題の
455 解決には、地域住民や行政担当者等、関係者による地道な努力が重要であり、
456 一律の規制ではなく、条例や自治体による指導等で地域の実情に合った対策
457 を講ずべきである。

458

459 (4) 学校飼育動物および公園飼育動物の適正飼養

460 学校で飼育されている動物は、不適切な管理により死亡したり、虐待の対
461 象とされた例もあることから、学校において適正な飼養管理や実態把握がで
462 きる仕組み作りが必要であり、必要に応じて文部科学省等を通じて教育委員
463 会学校等に助言等を行う必要がある。

464 公園飼育動物については、動物取扱業の展示業に該当するものについては、
465 料金徴収の有無に関わらず動物取扱業の登録対象であり、その徹底を図るべ
466 きである。

467

468 (5) 災害対応

469 現在、動物愛護管理法には災害対応に関する条文はないが、「動物の愛護及
470 び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針（平成 18 年環境
471 省告示第 140 号。以下「基本指針」という。）」には、地域防災計画等におけ
472 る動物の取扱い等に関する位置付けの明確化等を通じて動物の救護等が適切
473 に行うことができるような体制の整備を図ること等が講ずべき施策とされて
474 おり、およそ 8 割の自治体が地域防災計画等に災害時におけるペットの取扱
475 いについて明記している。

476 自治体等が災害時に行うべき動物愛護に関する措置については、自治体の
477 裁量によって地域の実情に応じ、また、ペット等それぞれの飼養動物の特性
478 に応じて、動物愛護推進計画や地域防災計画上での動物救護や迷子動物対策
479 等を推進するための根拠として動物愛護管理法に基本的な事項を規定すべき
480 である。また、自治体間で協力して広域的に対応する体制についても検討す
481 る必要があるとの意見があった。

482 災害対応では行政と民間の協力が非常に重要である。動物愛護管理法には、
483 動物愛護推進員の委嘱や動物愛護推進協議会の設置に関する規定が存在する
484 など、地域における民間団体等との協力体制を築く仕組みが既に存在するが、
485 災害対応についてもこれらが活用できるような規定を設けるべきである。

486 また、動物取扱業者が販売時に説明すべき事項に災害時の避難や準備につ
487 いて加えるべきではないかとの意見もあった。

488

489 (6) 実施体制への配慮

490 規制や施策の強化を実効あるものにするためには、自治体の業務の増加等
491 について、財政措置や情報の提供等必要な支援措置の充実についても併せて
492 検討すべきである。

493